

令和4年1月教育委員会定例会議事録

- 1 日時 令和4年1月18日（火）午後2時から
- 2 場所 鈴鹿市役所 本館11階 教育委員会室
- 3 出席 教育長（廣田隆延）
教育委員会委員（山中秀志，吉澤時子，笠井智佳）
- 4 議場に出席した職員
教育次長（亀井正俊），教育委員会事務局参事（神原由明），参事兼教育総務課長（伊川歩），学校教育課長（磯部仁），教育指導課長（西村佳代子），教育支援課長（藤本寧夫），子ども育成課長（善福一博），書記（木葉健介），書記（川村浩司）
- 5 議事
 - （1）鈴鹿市立幼稚園条例の一部改正について（子ども育成課）
 - （2）公立学校における「1年単位の変形労働時間制」の導入を行わないことを求める請願について（学校教育課）
- 6 報告
 - （1）新型コロナウイルス感染症に関する対応について（教育総務課）
- 7 その他
 - （1）令和4年2月教育委員会定例会の開催について（教育総務課）
- 8 傍聴人 なし

（教育長）皆様，こんにちは。定刻となりましたので，ただ今から令和4年1月教育委員会定例会を開催します。

委員会の開催に先立ちまして，皆様に御報告申し上げます。本日の定例会ですが，所用により下古谷委員が欠席されます。しかしながら，本日は，委員の過半数が出席いただいておりますので，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により会議を開催することといたします。そして，本日の議事録署名委員は，山中委員にお願いいたします。

それでは，議事に入ります。議案第2013号「鈴鹿市立幼稚園条例の一部改正について」をお諮りします。

（書 記）議案を朗読

（参事兼教育総務課長）提案理由でございますが，地方教育行政の組織及び運営に関す

る法律第 29 条の規定に基づき市長から意見を求められた鈴鹿市立幼稚園条例の一部を改正する条例案について、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(子ども育成課長) それでは、私からは議案第 2013 号、鈴鹿市立幼稚園条例の一部改正につきまして、説明させていただきます。資料の 2 ページを御覧ください。

今回の改正につきましては、令和 3 年度末をもって椿幼稚園を廃園することに伴う改正でございます。令和 4 年度幼稚園児募集結果につきましては、令和 3 年 10 月の教育委員会定例会において報告させていただいたところでございますが、参考として資料 4 ページに園児募集の結果を再度お示ししております。

この結果を受け、椿幼稚園が 7 人未満のため、来年度は休園となること、廃園基準における連続 3 か年休園となる場合に該当することから、今年度末をもって廃園とするため、所要の規定整備を行うものです。

改正内容につきましては、2 ページにございますように、条例中第 2 条から該当する鈴鹿市立椿幼稚園の項を削るものでございます。今後の予定としましては、令和 4 年 4 月 1 日施行とするため、2 月定例会に提出する予定でございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(吉澤委員) 椿幼稚園の廃園後の幼稚園の利用について、何か計画があれば教えていただけますでしょうか。

(子ども育成課長) 園の活用については、子ども政策課で考えておりまして、私では情報を持ち合わせておりませんので、申し訳ありませんが、申し上げられる内容がございません。後から確認してお話しさせていただくことでよろしいでしょうか。

(吉澤委員) 希望としては、江島に児童図書館がありますが、とてもよく利用されているようなので、是非、廃園の後は、児童図書館を作ってあげてほしいと思っています。市の西側も随分発展しつつありますので、地域の環境を整えることによって、地域の活性化につながると考えています。よろしくお伝えください。

(子ども育成課長) おっしゃっていただいた意見を子ども政策課長へお伝えさせていただきます。

(教育長) 結果についてはどのようにさせていただくのがよいでしょうか。

(子ども育成課長) その結果の報告については、事務局に相談させていただき、どのようにさせていただくか決めさせていただきたいと思います。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮り

します。議案第 2013 号「鈴鹿市立幼稚園条例の一部改正について」を、原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2013 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) 続きまして、請願第 2 号「公立学校における「1 年単位の変形労働時間制」の導入を行わないことを求める請願について」の審議を行います。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、別紙のとおり請願書の提出があったので、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 8 号の規定により、審議いたします。

(教育長) 本請願の審議の進行についてですが、本日は事務局から本請願の内容についての説明を受け、審議、採択は、次回 2 月の定例会で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) それでは、本日は、本請願の内容について、事務局に説明を求めることとします。事務局、お願いします。

(参事兼教育総務課長) それでは、私からはこのたびの請願の内容について御説明差し上げます。差し当たり、まず、請願制度について簡単に御説明させていただきます。

請願とは、国や地方公共団体に対して意見や要望等を行うことをいい、主に、損害の救済や公務員の罷免、法律等の制定等を請求できる国民の権利として認められた制度でございます。その根拠は憲法第 16 条及び請願法にございます。

そして、憲法及び請願法の規定を受け、本市教育委員会におきましても、鈴鹿市教育委員会会議規則第 16 条及び鈴鹿市教育委員会に対する請願の取扱いに関する規則を設けているところでございます。

なお、請願に係る手続きにつきまして、請願法第 2 条には、請願は請願者の氏名及び住所を記載し、文書で行わなければならない旨の規定があり、加えて、本市教育委員会に対する請願の取扱いに関する規則第 2 条におきましては、邦文を用い、請願の趣旨及びその説明又は理由、提出年月日を記載し提出することになっておりますが、このたびの請願はこれらの要件を充足しております。

続いて、本請願の内容について御説明申し上げます。このたびの「公立学校における「1 年単位の変形労働時間制」の導入を行わないことを求める請願書」につしまし

ては、令和3年12月24日付けで、提出をされております。請願者は、みえ教育ネットワーク教職員ユニオンであり、本請願における同団体の代表者は大原敦子氏、長谷川祐希氏の両名となっております。

請願の趣旨は、公立学校における「1年単位の変形労働時間制」の導入を行わないことでございます。その理由といたしまして、1点目として、同制度導入の前提が整っていないことから、導入により長時間労働に拍車がかかり、教職員への負担がさらに増大すること。2点目に、同制度は、当初に決定した勤務時間を後になって変更することができない等そもそも学校現場にはなじまない等、学校運営上、支障があること。以上、2点から導入を行わないよう請願しているものでございます。

詳しくは、請願2ページから4ページを御覧ください。

(教育長) 以上の事務局の説明について、御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、本請願につきましては、次回、2月の定例会において審議、採択を行うこととします。

続きまして、報告事項に移ります。「新型コロナウイルス感染症に関する対応について」をお願いいたします。

(参事兼教育総務課長) 報告事項の1ページ、「新型コロナウイルス感染症に関する対応について」の資料を御覧ください。

「1 市内の発生状況」について、1月17日現在の発生数として、1月186例、延べ2,478例目の感染者の発表がございました。

「2 市立小中学校の発生状況」については、児童生徒については、5つの小学校で5名、4つの中学校で13名、教職員については、2つの小学校で4名、1つの中学校で1名の感染が発表されております。

なお、「3 市立小・中学校の臨時休業」について、既にホームページ等で公表させていただいておりますが、1月13日発表で、期間としては1月13日から1月14日までの2日間、大木中学校にて学年閉鎖をさせていただいております。

次に「4 その他」として、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、三重県からも感染拡大阻止宣言が出され、1月12日から1月31日までを期間としまして、基本的な感染防止対策、移動、飲食の場面について、周知徹底が図られたところでございます。なお、これを受けまして、(2)「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応の徹底について」としまして、各小中学校へ向けて1月14日付けで周知徹底を図っております。その内容は、先ほどの感染拡大阻止宣言と同様の内容を踏まえた対応の徹底と、感染リスクが高まる「5つの場面」の揭示、部活動の「感染症対策を講じてもおお感染リスクが高い活動」の制限等について、周知を行っております。

次に、その後1月17日付けで、「市内中学校部活動クラスター発生による新型コロナウイルス感染症拡大に向けた対応の徹底について」も、発信をさせていただいております。さらに、やむを得ず登校できない児童生徒等へのICTを活用した学習指導等

について、同日、各小中学校に通知を出させていただいております。以上が新型コロナウイルス感染症に関する報告とさせていただきます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたら伺いしたいと思います。

(山中委員) 部活動の制限について、今、どのような制限がかかっているのかについてと、また、「やむを得ず登校できない」のやむを得ずとは、具体的にはどのような内容なののでしょうか。

(教育指導課長) 1点目の部活動につきましては、感染拡大阻止宣言が1月12日に発出されまして、これまでの部活動についての内容から変更が2点あります。1点目は、県外への移動を伴う部活動は中止、延期とする。2点目は、宿泊を伴う部活動については、中止又は、延期をするというところです。

2点目の「やむを得ず登校できない児童生徒」のやむを得ずというところですが、これは、新型コロナウイルス感染に係る臨時休業と、出席停止等によるということで、出席停止というのは、一つは陽性者、二つ目、濃厚接触者、そして、もう一つはコロナ不安による心配で欠席している児童生徒は出席停止扱いになります。その対象の児童生徒については、保護者と相談をして、オンライン授業、授業のオンライン動画配信を流していくということを進め、学びを止めないということで、通知をしたところでございます。

(笠井委員) やむを得ず登校できない児童生徒等へのICTを活用した対応は、通知日が1月17日となっておりますが、即座に始められるようなことなのか、これから準備をして行っていく予定なのかを教えてくださいと思います。

(教育指導課長) もう既に大木中学校では進めています。この文書は8月28日頃に、緊急事態宣言の時に文部科学省から出まして、再度1月17日付けで再確認ということで出されたものですので、既に進めている学校がございます。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、その他事項に移ります。「令和4年2月教育委員会定例会の開催について」をお願いいたします。

(参事兼教育総務課長) 2月定例会でございますが、令和4年2月8日(火)午後2時から教育委員会室において、開催したいと存じます。

(教育長) ただ今の提案に、御異議ございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議ないようですので、2月教育委員会定例会を令和4年2月8日(火)午

後 2 時から，教育委員会室において開催することにいたします。

以上をもちまして令和 4 年 1 月教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

1 月教育委員会定例会終了 午後 2 時 16 分

以上会議の顛末を録し，ここに署名する。

教育長 廣田 隆延

委 員 山中 秀志